

# 石川県被災木材加工流通施設等復旧対策事業交付要綱

令和6年2月27日 森管第2224号

## 第1 趣旨

令和6年能登半島地震により、高性能林業機械、木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物及びコンテナ苗生産基盤施設（以下「被災施設等」という。）に甚大な被害が発生しており、地域材及び特用林産物の安定供給、木材利用、林業・木材産業における事業の継続等に大きな影響を及ぼしている。

このため、被災した地域における林業・木材産業を回復し、生業の再建を図るために必要な被災施設等の復旧・再取得等（以下「再整備」という。）の支援を実施する。

## 第2 事業のメニュー及び補助対象経費等

交付金の対象となる事業のメニュー、事業主体、補助対象経費及び交付率は、別表のとおりとする。

## 第3 県の助成

- 1 知事は、第4の事業構想等で策定され実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業を行う者（以下「事業主体」という。）に交付金を交付するものとする。
- 2 その交付及び受領に関しては、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号。林野庁長官通知。以下「国交付要綱」という。）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）、令和6年能登半島地震における被災木材加工流通施設等復旧対策実施要領（令和6年1月26日付け5林政経第223号林野庁長官通知。以下「国復旧対策要領」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「国規則」という。）並びに石川補助金交付規則（昭和34年7月20日石川県規則第29号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第4 事業構想及び事業計画

知事は、関係機関との調整を図った上で、国実施要領第2の1に定める事業構想および事業計画を策定するものとする。

## 第5 交付金の適正な執行の確保等

- 1 知事は、事業主体に対し、交付金による事業の実施について、適切かつ円滑な推進のための助言、指導を行うことができるものとする。

- 2 知事は、事業主体に対し、交付金による事業の実施に関する資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

## 第6 交付金の経理

- 1 事業主体は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業主体は、前項の収入及び支出について、国規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業主体は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え、国交付要綱別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

## 第7 その他

交付金の交付や事業実施に関する必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、別表のメニューに掲げる事業毎に知事が別に定める実施要領によるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和6年2月27日から施行し、令和6年1月1日以降に事業実施主体が行う取組について適用する。

県交付要綱 別表

目標	メニュー	事業内容等	事業実施主体	補助対象経費	交付率	重要な変更 経費の配分の変更
被災施設等の再整備による木材及び特用林産物の安定供給並びに木材利用体制の再建	1 高性能林業機械等の再整備	国実施要領 別表1 I 林業・木材産業生産基盤強化対策  高性能林業機械等の整備のうち 03林業機械作業システム整備 04効率化施設整備 05活動拠点施設整備  に掲げる事業種目及び工種又は施設区分とする。	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体、広域利用林業機械の整備を実施するもの（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会及び都道府県知事が林野庁長官等と協議して認める団体（特認団体）に限る。）	県交付要綱、実施要領に基づいて事業を行うのに要する経費	10分の7以内	経費の皆増又は皆減
	2 木材加工流通施設等の再整備	国実施要領 別表1 I 林業・木材産業生産基盤強化対策  木材加工流通施設等の整備のうち 06木材加工流通施設整備 07森林バイオマス等活用施設整備  に掲げる事業種目及び工種又は施設区分とする。	市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等で事業構想に記載された事業実施主体	県交付要綱、実施要領に基づいて事業を行うのに要する経費	10分の7以内	
	3 木質バイオマス利用促進施設の再整備	国実施要領 別表1 I 林業・木材産業生産基盤強化対策  木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 08未利用間伐材等活用機材整備 09木質バイオマス供給施設整備 10木質バイオマスエネルギー利用施設整備	都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等	県交付要綱、実施要領に基づいて事業を行うのに要する経費	10分の7以内	
	4 特用林産物振興施設等の再整備	国実施要領 別表1 I 林業・木材産業生産基盤強化対策  特用林産物振興施設等の整備 11特用林産物活用施設等整備  に掲げる事業種目及び工種又は施設区分とする。	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体が出資する法人、地域材を利用する法人、きのこ原木等生産者及び特任団体	県交付要綱、実施要領に基づいて事業を行うのに要する経費	10分の7以内	
	5 木造公共建築物等の再整備	国実施要領 別表1 I 林業・木材産業生産基盤強化対策  木造公共建築物等の整備 12木造公共施設整備  に掲げる事業種目及び工種又は施設区分とする。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区及び地方公共団体の組合その他「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体	県交付要綱、実施要領に基づいて事業を行うのに要する経費	定額（1/2以内）	